

基徴収発 0317 第 2 号
保保発 0317 第 3 号
年管管発 0317 第 14 号
令和 8 年 3 月 17 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長
厚生労働省保険局保険課長
厚生労働省年金局事業管理課長

厚生労働大臣が定める現物給与の価額の取扱いについて

標記については、令和 8 年 3 月 17 日付けで「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 94 号。以下「本件告示」という。）が告示され、その内容については、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額について（通知）」（令和 8 年 3 月 17 日付け保発 0317 第 3 号、年管管発 0317 第 1 号）により通知したところである。

これらの事務の取扱いについては、下記のとおりであるので、貴職におかれは、関係職員に周知の上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の取扱いについて」（平成 24 年 1 月 31 日付け基労徴発 0131 第 2 号・保保発 0131 第 2 号・年管管発 0131 第 2 号）は令和 8 年 9 月 30 日をもって廃止する。

記

1. 食事で支払われる報酬等

(1) 労働保険における取扱い

- ① 労働保険料等の算定基礎に含める賃金の定義については、昭和 22 年 9 月 13 日付け発基第 17 号及び昭和 22 年 12 月 9 日付け基発第 452 号のとおりであること。

なお、この場合に、「実物給与の支給のために使用者が支出した実際費用（以下「実際費用」という。）」は「告示額」に読み替えて適用すること。

- ② その他食事の利益に係る取扱いについては、昭和 30 年 10 月 10 日付け基発第 644 号によること。

(2) 社会保険における取扱い

昭和 33 年 7 月 5 日付け内かんにより、告示額の 3 分の 2 以上に相当する額を食費として徴収されている場合には、現物による食事の供与はないものとして取り扱うこと。

2. 住宅で支払われる報酬等

(1) 労働保険及び社会保険共通の取扱い

① 価額の算出に当たっては、居住する住宅における床面積の合計（総面積）を対象とすること。総面積には、居住室の床面積（※）のほか、その住宅に含まれる玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室などの営業用に使っている部分の面積も含めること。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の付属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使っている廊下、階段などの共用部分の面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とすること。

② 同居世帯がある場合には、総面積を被保険者数で除して一人分の価格を算定すること。

※居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室

(2) 労働保険における取扱い

① 労働保険料等の算定基礎に含める賃金の定義については、昭和 22 年 9 月 13 日付け発基第 17 号及び昭和 22 年 12 月 9 日付け基発第 452 号のとおりであること。

なお、この場合に、「実際費用」は「告示額」に読み替えて適用すること。

② その他住居の利益に係る取扱いについては、昭和 30 年 10 月 10 日付け基発第 644 号によること。

3. 食事及び住宅以外の報酬等

(1) 労働保険及び社会保険共通の取扱い

① 労働協約に定めがある場合は、その価格を「時価」として取り扱うこと。

② 労働協約に定めがない場合は、実際費用を「時価」として取り扱うこと。

ただし、公定小売価格その他これに準ずる統制額（以下「当該額」と

いう。)の定めがあるものについては、当該額を「時価」とすること。

なお、上記によっても判定が困難な場合には、当該事業所を管轄する都道府県労働局と日本年金機構本部で協議して「時価」を評価すること。

また、「時価」の決定に当たっては、税込価格で算定すること。

4. その他

- (1) 上記2の住宅で支払われる報酬等については、本件告示に基づき新たに示す取扱いであり、令和8年10月1日から適用となる。そのため、労働保険料等に係る年度更新等において、申告・納付が円滑かつ適正に行われるよう、また、社会保険料に係る標準報酬月額の変更が必要に応じて適正に行われるよう留意すること。
- (2) 健康保険組合においては、規約により別段の定めを行っている場合があることに留意すること。
- (3) 外食等、価額が明確な場合であっても、食事又は住宅で支払われる報酬等については、告示額により算定すること。